

1. 通知書の見方

①年税額(=②+③+④)

今年度に納める市民税・県民税・森林環境税の総額です。その1～その3で詳細な内訳を記載しています。

②普通徴収税額

年税額のうち、納付書(または口座振替)で納める税額で、第1～4期までの最大4回に分割したものです。各納期限までに藤沢市公金取扱金融機関等(納付書裏面に記載)でお納めください。事前に口座振替の手続きをされている場合は、本通知右下記載の口座からの引き落としとなるため、納付書は同封しておりません。

③給与特別徴収税額

年税額のうち、給与からの天引きで納める税額です。その年の6月から翌年5月までの最大12回に分割し、給与の支払者が各月の給与から税額を天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。

④年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金からの天引きで納める税額です。年金に係る雑所得に対する税額で、年金支払者が年金支給月に公的年金から天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。前年度の⑤仮徴収税額(来年度分)に記載した金額よりも、今回計算した税額が低い場合は、④仮徴収税額(前年度分)には今回計算した税額が表示されます。

変更事由

税額が変更となり、通知書が出るようになった事由が記載されています。今年度初めて通知書をお送りする場合、事由は記載されません。

問い合わせ番号(通知書番号)

お問い合わせの際は、こちらの番号とお名前をお伝えください。

⑥既課税額

(過年度の通知のみ)
年税額のうち、既に市民税・県民税(税額決定)納税通知書もしくは特別徴収税額決定(変更)通知書にてお知らせしている税額です。

この通知は再交付することができません。紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は、所得(課税)証明書をお取りください。

令和 7 年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定通知書

251-0054
藤沢市朝日町
1番地の1
藤沢 納税太郎 様

問い合わせ番号
(通知書番号) 07-*****
令和 7 年 6 月 4 日
藤沢市長

変更事由

※その年度最初の通知に変更事由は記載されません。

税額	①年税額	普通徴収税額(A)	給与特別徴収税額(B)	年金特別徴収税額(C)	⑥既課税額
今 回	160,700	18,400	12,300	130,000	0
※前年度分					

※前年度の途中で税額が変更となった場合は、前年度分金額を記載しています。

その1: 普通徴収税額(A)の内訳 【納付書または口座引き落とし】 (単位:円)

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日	令和 8 年 2 月 2 日
今回	6,400	4,000	4,000	4,000
前年度分				
合計	6,400	4,000	4,000	4,000

※前年度の途中で税額が変更となった場合は、後日追加納付等通知書をお送りします。
※金融機関等から市へ入金する手続きに時間がかかるため、納付の時期により納付済額に金額の記載がない場合があります。
※同一課税年度で同一納期の納付書がお手元にある場合は、今回同封した納付書を使用してください。

その2: 給与特別徴収税額(B)の内訳 【給与から天引き】 (単位:円)

特別徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
今回	1,300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度分							
特別徴収月	1月	2月	3月	4月	5月	給与特別徴収税額	
今回	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,300	
前年度分							

※前年度の途中で退職等により給与天引きが出来なくなった場合、天引きできなかった額は個人で納めていただきます。
※過年度の通知で、今回税額が前回税額よりも少ない場合は、後日還付充当等通知書をお送りします。

その3: 年金特別徴収税額(C)の内訳 【年金から天引き】 (単位:円)

特別徴収月	仮徴収税額(前年度分)			本徴収税額			年金特別徴収税額
	令和 7 年 4 月	令和 7 年 6 月	令和 7 年 8 月	令和 7 年 10 月	令和 7 年 12 月	令和 8 年 2 月	
今 回	26,400	26,100	26,100	17,200	17,100	17,100	130,000
前年度							

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称	
公的年金の種類	老齢基礎年金
支払者の名称	厚生労働大臣
支払者の法人番号	6000012070001

※年の途中で「年金特別徴収税額の変更」、「市外転出」、「死亡」があった場合は公的年金からの天引きが中止になります。
※年金特別徴収税額が減額となり、前回税額が公的年金から天引きされた場合は年金支払者から藤沢市に納付された後、差額を還付します。

仮徴収税額(来年度分)	(単位:円)		
特別徴収月	令和 8 年 4 月	令和 8 年 6 月	令和 8 年 8 月
今回	21,800	21,600	21,600
前年度分			

【不服申立て取消訴訟】 この通知書の記載事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求ができます。また、この通知書による処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起できます。なお、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。

⑤仮徴収税額(来年度分)

来年の4月・6月・8月に来年度の仮徴収として、今年度の年金に係る税額の半額を3回に分けて、公的年金から天引きします。

その4: 所得・控除の明細

項目	今 回	※前年度
収入金額	2,594,921	
所得金額	1,634,400	
収入金額	2,126,594	
所得金額	1,319,945	
不動産所得	758,161	
上場株式等譲渡所得	348,451	
上場株式等配当所得	960,000	

所得等の内訳

配偶者控除・扶養控除・障害者控除・ひとり親控除などに該当しているときは「※」印または人数が記載されています。

ア

ウ

エ

オ

カ

キ

その5: 税額の計算明細

項目	課税標準額	今 回	市民税	県民税	課税標準額	市民税	県民税
総所得	1,922,000		115,320	77,360			
上場株式等譲渡	191,000		5,730	3,820			
上場株式等配当等	200,000		6,000	4,000			
税額控除前所得割額①			127,050	85,180			
税額控除等②			34,049	22,700			
税額控除後所得割額③(①-②)			93,240	62,480			
均等割額④			3,000	1,300			
森林環境税額⑤				1,000			
年 税 額 ⑥			160,700				

項目	今 回	市民税	県民税	市民税	県民税
調整控除額	4,500		3,000		
寄附金税額控除額	13,096		8,731		
配当割額・株式等譲渡割額	16,453		10,969		

項目	今 回	※前年度
配当割額	10,000	
株式等譲渡所得割額⑦	17,422	
合計⑧(⑥+⑦)	27,422	
所得割額⑨(⑧×1.025%)	28,000	

口座振替により納付される方のみ印字されます。

普通徴収税額(A)は、下記の口座から引き落とされます。

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
振替区分	
口座名義人	

※振替区分が全期の場合、第1期の納期限日に全額が引き落とされます。
※2期以降に振替が生じた場合は、特別納付となります。
※口座情報の一部を本で表示しています。

ア 合計所得－繰越控除－分離特別控除－①所得控除合計＝ウ 課税標準額
ウ 総所得×税率(市民税6%、県民税4.025%)＋
分離所得×税率(所得種によって異なります)＝エ 税額控除前所得割額
エ 税額控除前所得割額－オ 税額控除等(個人住民税減税控除を含む)＝カ 税額控除後所得割額
カ 税額控除後所得割額＋均等割額(市民税3,000円、県民税1,300円)＋⑤森林環境税＝①年税額